

「消費者法制度のパラダイムシフト」における刑事法の可能性

川崎 友巳（同志社大学）

I 消費者保護における刑法の役割の過去・現在・未来

1 消費者保護における刑法の役割のこれまで

(1) 消費者保護における刑法の役割とその方法

◇消費者保護において刑法の登場場面

- ◆食品、薬品、自動車など商品の安全性確保
- ◆広告・規格・表示適正化
- ◆消費者信用保護
- ◆詐欺的商法（悪徳商法）規制……「特に問題」

◇消費者の刑法的保護の方法

- ◆刑法による保護（ex. 傷害罪、業務上過失致死傷罪、詐欺罪など）
- ◆行政法規の罰則による保護
 - ▷事業者の規制
 - ▷取引に必要な情報開示の義務づけ
 - ▷（消費者に被害を及ぼす危険のある）行為の規制
 - ▷行政調査・行政処分の実行性確保

(2) 消費者保護における刑法の基本的なスタンス

◇経済活動の自由（「自己決定・自己責任」の原則）が大前提

- ◆消費者保護……この大前提の中での施策（役割は限定的）
 - ◆刑法の役割……必要最小限が原則（刑法の謙抑制、民事不介入の原則）
- } 二重の意味で限定

(3) 刑法的保護の限界の再確認

◇刑法が一定の役割を果たす場面でも、一定の限界が存在

- ◆原理・原則としての限界
 - ▷処罰行為の明確化の困難さ（罪刑法定主義の要請）
 - ▷刑法の謙抑性・補充性の要請
- ◆運用上の限界
 - ▷立証の困難さ
 - ▷適法な取引との区別の困難さ

(4) 刑法学における消費者保護への関心

◇消費者に甚大な被害をもたらした事件とそうした事件に対応するための刑法上の対応

表：消費者トラブルと刑法上の対応の具体例

事件名	問題化の年	刑事司法の対応	立法の対応
天下一家の会事件	1972 年頃	なし	無限連鎖講防止法制定（1978）
豊田商事事件	1985 年	大阪地判 H01・03・29 判時 1321・15 ※1	預託法制定（1986）
国利民福の会事件	1987 年頃	大阪地判 H05・04・30 公刊物未搭載 ※2	無限連鎖講防止法改正（1988）
安愚楽牧場事件	2011 年頃	東京高判 H26・10・16LEX DB 26505061 ※3	預託法改正（2021）
ジャパンライフ事件	2014 年	東京高判 R04・11・18 裁判所 Website ※4	

※1) 詐欺罪・有罪：当時の役員ら 5 名に懲役 10－13 年

※2) 詐欺罪・有罪：元会長に懲役 3 年執行猶予 5 年／元会長補佐に懲役 1 年執行猶予 4 年

※3) 預託法違反・有罪：元社長に懲役 2 年 6 月／元専務に懲役 2 年

※4) 詐欺罪・有罪：元会長に懲役 8 年

◇消費者保護政策の強化

ex.) ◆消費者基本法制定（2004）

◆消費者庁の設置（2009）



◇刑法学界……◇特別法の罰則よりも、「詐欺罪の成立範囲の限界」に着目

◇2000 年代に高まり、その後は低調（認識も固定化）

2 消費者保護における刑法の役割のこれから

(1) 変化の兆し？

◇消費者被害の一層の深刻化

◆被害者対策の再構築

◆消費者保護の必要性の高まり

◇刑法の役割の変化？

◆刑法が介入すべき場面の拡大

◆立法段階での謙抑制から運用段階の謙抑制へ？

(2) 消費者保護における刑法の役割の「未来」？

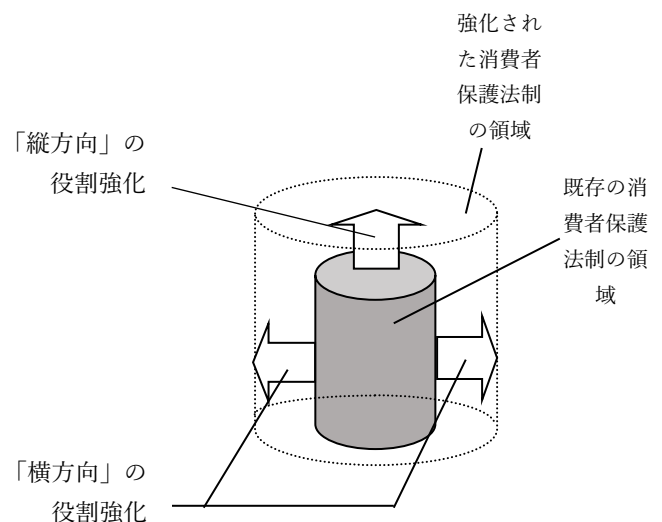
◇新しい消費者保護法制の中での刑法の役割

◆縦方向の役割強化

⇒既存の対象に対する規制強化

◆横方向の役割強化

⇒規制対象の拡張



II 「縦方向」での役割拡大の可能性

1 法定刑の引上げ

◇すでに現行法に規定されている「犯罪」に対する法定刑を引き上げ、非難を強める。

(1) 期待される効果

- ◆量刑相場の上方への移動
- ◆抑止効果の向上
- ◆捜査機関にとっての優先順位の上昇

(2) 実現へのハードル

- ◆保護法益の価値の変容、被害の深刻化・社会問題化などを立法事実として説得的に示せるか？

(3) 問題点

- ◆実務の対応の変化は保証されない。
- ◆抑止効果は現実には期待できない。

2 処罰の早期化（前倒し）

◇すでに「犯罪」として規定されている行為を、さらに早い段階（未遂・予備よりも前）で「犯罪」として捕捉し、処罰の対象とする（詐欺的商法の規制が果たしている機能）

(1) 期待される効果

- ◆早い段階での犯罪の拡大の防止（＝被害拡大の防止）
- ◆エンフォースメントにかかる人的・物的資源の節約

(2) 実現への課題

- ◆さらに早期化される犯罪行為について適正な処罰範囲を画す構成要件を設定できるか？
- ◆個人の財産（個人法益）とは異なる保護法益を提示できるか？

(3) 問題点

- ◆日常的な行為（適法行為）との限界が不明確になる危険性がある。
- ◆保護法益の抽象化によって、刑法の基本原則である「侵害原理」の形骸化を招く。

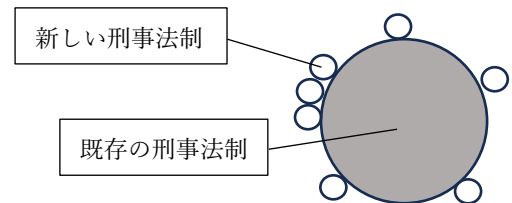
Ⅲ 「横方向」での役割拡大の可能性

1 新しい行為類型（取引類型）の犯罪化

◇新しく社会問題化している詐欺的商法を、新たに「犯罪」とするための規定を設ける。

(1) 期待される効果

- ◆規制範囲（＝保護対象）の拡大
- ◆捜査機関による取締りの対象の拡大



(2) 実現への課題

- ◆新しく規制対象とする行為態様（取引形態）を明示できるか？

(3) 問題点

- ◆新しい行為態様（取引形態）を追加しても、網羅できない限り、「取りこぼし」は存在する。
- ◆悪質事業者が、規制されていない新しい詐欺的商法を考え出すのを後追いすることになる。

2 包括的な犯罪規定の創設

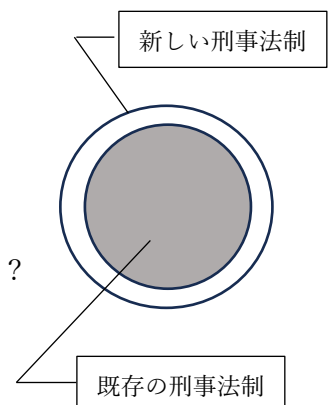
◇次々と誕生する新たな詐欺的商法に対処するため、それらを包括的に「犯罪」とする規定を設ける。

(1) 期待される効果

- ◆将来の新しい形態の詐欺的商法も含めて、網羅的な刑事規制を実現

(2) 実現への課題

- ◆新しく規制対象とする行為態様（取引形態）を適正に示すことができるか？
- ◆説得的な保護法益を示して、包括的な犯罪化を合理化できるか？



(3) 問題点

- ◆適正な商取引に対して、委縮効果をもたらす危険性
- ◆専門性が高く、公正取引委員会や証券取引等監視委員会のような専門機関が必要となる？

IV アメリカ合衆国の消費者保護における刑事法の役割

1 消費者被害の実態—『Consumer Sentinel Network 報告書 (2023)』より

◇CSN への通報・報告約 530 万件のうち約 260 万件（約 48%）が詐欺関連

◇2023 年の詐欺による総損失額＝約 100 億ドル（≒1 兆 4,500 万円）

※「詐欺」には、日本では「消費者詐欺」に含まない種類の者も含まれる

◇報告された損失のうち 40 億ドル以上が、投資関連詐欺によるもの

⇒個々の損失額の中央値（7,768 ドル）も最高額

2 FTC の消費者詐欺への刑事法上の対応

◇連邦取引委員会（Federal Trade Commission : FTC）の消費者保護局（Bureau Consumer Protection）

【民事】

◆連邦裁判所に対する予備的または終局的差止命令の申立て

◆審決（同意審決を含む）および連邦裁判所へのエクイティに基づく原状回復訴訟の提起



【刑事】

◆法執行機関との連携（FTC に捜査や起訴の権限はなし）

V 若干の考察

1 現状認識

◇経済活動の自由・「自己決定・自己責任」の原則は前提として維持しつつも、甚大な消費者被害の拡大を防止するために、消費者保護法制を体系的に再整備する一環として刑法の強化も図ることは有意義



◇最大の障壁は、経済活動の自由・「自己決定・自己責任」の原則という前提を崩さない範囲での処罰範囲の確定（線引き）を実現することができるか？

◆縦方向……とくに処罰の早期化のために、消費者に実害が発生する前の段階で、刑法が保護すべき法益を観念し、その侵害行為を適正に画する構成要件を規定できるか？

◆横方向……とくに包括的な犯罪規定の創設のために、包括的に悪質な取引を包含し、適正な取引を除外した構成要件を画することができるか？



◇規定ぶりとして、「国の地方公共団体に対する指示権」に関する地方自治法改正の場合のように、「個々の法律が想定していない場合で、非常に重大な消費者保護上の問題が生じる可能性があって…」といった要件設定（状況要件）は、刑法にはなじまない。

⇒行為主義の原則から、悪質な取引態様に着目した要件の設定が必要

2 刑法の役割拡大の方向性

◇個人間の単発の取引とは異なる事業者による取引の立場の優位性・被害の広範性に着目

- ◆方向性としては、多数回にわたって同種の取引を行う「事業者」にターゲットを限定、取引の相手方が取引を行うかを判断する際の重要事項について、誤った情報を伝え（「又は誤解をしていることを知りながら、あえてこれを訂正せず」も？）、取引を実現させることを犯罪化？（未遂は、誤情報を伝えた段階で成立？）
- ◆さらなる適用範囲の制限のための構成要件の設定（主観的要件はダメ？）
- ◆重要事項を限定？（バスケット条項の利用は？）
- ◆事業者（法人）はダミーに過ぎない可能性が高いので、両罰規定を採用して個人を処罰する必要

3 もう1つの役割拡大の可能性

◇近時の刑事法における犯罪収益剥奪強化と被害者の損害回復のパッケージの強化

- ◆没収・追徴の強化（ただし、消費者保護に限定されない刑法の重要な立法課題）
 - ⇒被害回復給付金制度の原資の確保
- ◆没収の実効性を確保するため、不法収益の保全（押収）の強化
 - ⇒実質的な詐欺的取引の停止

VI まとめ

◇消費者保護にとって民事（・行政法）と「両輪」となるために求められる刑法の再定位

◇被害の予防と被害の回復の両場面で検討すべき可能性

◇執行（enforcement）の強化も同時に必要

【主要参考文献】

1 編著書

- ◇長井圓『消費者取引と刑事規制』（信山社、1991）
- ◇穴沢大輔ほか編『消費社会のこれからと法—長井長信専占古稀記念』（信山社、2024）

2 論文・解説

- ◇神山敏雄・大山弘「消費者保護と刑事法の役割—経済取引を中心に」刑法雑誌 30 卷 3 号（1990）445—449 頁
- ◇神例康博「特定商取引法違反の罪と消費者保護」『神山敏雄先生古稀祝賀論文集第 2 巻』（成文堂、2006）179—196 頁
- ◇川合昌幸「財産の保護 1—消費者保護」ジュリスト 852 号（1986）38—44 頁
- ◇木村光江「消費者保護と刑法」警察学論集 61 卷 12 号（2008）1—20 頁
- ◇木村光江「経済刑法と消費者の保護」東京都立大学法学会誌 44 卷 2 号（2004）47—61 頁
- ◇木村光江「出資法と消費者の保護—預かり金の禁止」法学教室 240 号（2000）16—19 頁
- ◇京藤哲久「消費者利益の刑法による保護の概観」明治学院大学法科大学院ローレビュー 16 号（2012）47—65 頁
- ◇京藤哲久「消費者保護と刑事法」『現代の法 6 現代社会と刑事法』（岩波書店、1998）161—188 頁
- ◇小林敬和「経済刑法による消費者保護」徳山女子短期大学研究紀要 2 号（1993）85—129 頁
- ◇齊藤信治「悪徳商法に対する刑法的規制」比較法雑誌 97 号（1997）89—120 頁
- ◇齊藤豊治「消費者保護と経済刑法」現代刑事法 30 号（2001）25—31 頁
- ◇佐伯仁志「消費者保護における刑法の役割」北大法学論集 57 卷 5 号（2007）192—208 頁
- ◇佐伯仁志「消費者と刑法」法学セミナー 681 号（2011）18—21 頁
- ◇芝原邦爾「消費者保護と刑法の役割」法律時報 59 卷 3 号（1987）86—89 頁
- ◇長井長信「消費者保護は刑法でどうあつかわれるか？」法学セミナー 484 号（1995）37—40 頁
- ◇長井 圓「消費者取引と詐欺罪の法益保護機能」刑法雑誌 34 卷 2 号（1995）293—322 頁
- ◇長井 圓「消費者取引に対する刑事規制の限界—「刑法による財産保護」予備的考察」神奈川大学法学研究所研究年報 8 号（1987）121—155 頁
- ◇林 弘正「消費者問題への刑事法的アプローチ：ヤミ金融および経済刑法から見た消費者保護」法政論叢 41 卷 1 号（2004）195—208 頁

3 書籍に部分収録

- ◇西山富夫編『現代の経済犯罪と経済刑法』（啓文社、1994）111—126 頁（第 1 編第 7 章に「経済犯罪現象における悪質商法」〔金子正昭〕を所収）
- ◇神山敏雄『経済犯罪の研究第 1 巻』（成文堂、1991）13—274 頁（第 1・2 編に「先物取引をめぐる犯罪」、「豊田商事商法をめぐる犯罪」を所収）
- ◇神山敏雄『日本の経済犯罪』（日本評論社、新版、2001）142—226 頁（第 3—5 編に「出資法をめぐる犯罪」、「先物取引をめぐる犯罪」、「連鎖取引をめぐる犯罪」を所収）
- ◇齊藤豊治ほか編『新経済刑法入門』（成文堂、第 3 版、2020）288—315 頁（第 18—20 章に「悪質商法と消費者保護」、「利殖商法と消費者金融の規制」〔大下英希〕、「欠陥商品・不当表示をめぐる犯罪」〔前嶋匠〕を所収）
- ◇佐久間修『体系経済刑法—経済活動における罪と罰』（中央経済社、2022）139—167 頁、247—300 頁（第 5・8・9 章に「出資取締法の罰則」、「物品の製造・表示をめぐる罰則」、「物品の販売・廃棄をめぐる罰則」を所収）
- ◇野村 稔『経済刑法の論点』（現代法律出版、2002）139—170 頁（第 9 章に「出資法上の罪」、第 10 章に、「ネズミ講」を所収）
- ◇山口厚編著『経済刑法』（商事法務、2012）297—337 頁（第 7 章に「刑法による消費者保護」〔古川伸彦〕を所収）
- ◇山中敬一ほか『経済刑法の形成と展開』（同文館出版、1996）33—54 頁、191—252 頁（序章第 5 節に「消費者・投資家の保護」〔山中敬一〕、第三章に、「消費者取引被害と刑法」〔垣口克彦〕を所収）
- ◇吉開多一『経済犯罪と民事法の交錯Ⅱ』（民事法研究会、2022）239—296 頁（第 2 章Ⅳに「消費者法との交錯」収録）